

随意契約締結状況(100万円以上)

平成30年2月～平成30年3月分

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約の担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由
1	福岡県赤十字血液センター北九州事業所・長崎県赤十字血液センター チューブシーラーの購入 8台	総務部用度課 福岡県久留米市宮ノ陣3丁目4番12号	平成30年2月2日	川澄化学工業株式会社 東京都港区港南2-15-2 品川インターシティB棟9階	2,289,600	契約業者は、同機器の製造業者であり、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)
2	鹿児島県赤十字血液センター移動採血車改装業務	総務部用度課 福岡県久留米市宮ノ陣3丁目4番12号	平成30年2月23日	西鉄車体技術株式会社 佐賀県三養基郡基山町大字長野308-5	1,080,000	予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるときに該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1項)
3	沖縄県赤十字血液センター 3階系統空調設備改修工事	総務部用度課 福岡県久留米市宮ノ陣3丁目4番12号	平成30年3月9日	新菱冷熱工業株式会社 沖縄営業所 沖縄県那覇市西1-19-9	9,936,000	契約業者は、同センター空調設備の施工業者であり、同設備に熟知していることから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)
4	九州ブロック血液センター 大容量冷却遠心機スイングロータ交換作業	総務部用度課 福岡県久留米市宮ノ陣3丁目4番12号	平成30年3月27日	久保田商事株式会社 福岡営業所 福岡県福岡市東区多の津5-21-10	1,744,200	契約業者は、同機器の製造業者であり、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)
5	九州ブロック血液センター 温度管理システム導入に伴うLAN配線工事	総務部用度課 福岡県久留米市宮ノ陣3丁目4番12号	平成30年3月20日	株式会社佐電工 福岡支店 福岡県福岡市早良区祖原21-2	1,458,000	契約業者は当該施設電気設備及びLAN配線工事施工業者であり、施設設備について熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)
6	九州ブロック血液センター エックス線照射装置管球交換作業	総務部用度課 福岡県久留米市宮ノ陣3丁目4番12号	平成30年3月30日	株式会社日立製作所ヘルスケア久留米営業所 福岡県久留米市東町42-21日本生命久留米駅前ビル6階	4,665,600	契約業者は、同機器の製造業者であり、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)
7	九州ブロック血液センター 血液製剤搬送容器(ネオシールド)の購入 100箱	総務部用度課 福岡県久留米市宮ノ陣3丁目4番12号	平成30年3月27日	株式会社キラックス 大阪府高槻市野見町4-8丹波ビル	1,458,000	契約業者は、同機器の製造業者であり、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)
8	九州ブロック血液センター 赤血球用蓄冷剤(RBCコンスターⅡ)の購入 216個	総務部用度課 福岡県久留米市宮ノ陣3丁目4番12号	平成30年3月27日	株式会社大同工業所 大阪府東大阪市楠根1-6-45	1,166,400	契約業者は、同機器の製造業者であり、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)
9	九州ブロック血液センター 原料血液搬送容器の購入 378個	総務部用度課 福岡県久留米市宮ノ陣3丁目4番12号	平成30年3月27日	Tメディカルパッケージ株式会社 東京都中央区新富1-9-1新富191 6階	5,638,590	契約業者は、同機器の製造業者であり、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)
10	九州ブロック血液センター 検体搬送容器の購入 168個	総務部用度課 福岡県久留米市宮ノ陣3丁目4番12号	平成30年3月27日	高島株式会社 東京都千代田区神田駿河台2-2	5,590,032	契約業者は、同機器の製造業者であり、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)
11	大分県赤十字血液センター 超低温フリーザーの購入 1台	総務部用度課 福岡県久留米市宮ノ陣3丁目4番12号	平成30年3月26日	正晃株式会社 大分営業所 大分県大分市萩原1-7-5	1,598,400	予定価格が160万円をこえない財産の買入であるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項)